

○議長 宮城清政君 これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

開議（午前10時00分）

日程第1．会議録署名議員の指名

○議長 宮城清政君 日程第1．会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって6番 赤嶺奈津江議員、7番 浦崎みゆき議員を指名します。

日程第2．一般質問

○議長 宮城清政君 日程第2．一般質問を行います。それでは、通告書のとおり順次発言を許します。10番 大城 毅議員。

〔大城 毅議員 登壇〕

○10番 大城 毅君 それでは、3日目の一般質問の最初に私大城 毅から質問をさせていただきます。3点質問をしております。まず、この間、何回か続けて一般質問で取り上げさせてもらっておりますけれども、学校給食費賄費、これを町民の側から見れば学校給食費となるわけですが、この保護者負担をどうするのかについて議論してまいりました。まず今後、幼稚園、小学校、中学校それぞれで保護者負担の月額をどのようにしようとしているのかお答えいただきたいと思っております。

それから、(2) 県内各市町村の保護者負担月額の様子がどうなっているのかお伺いいたします。これは全市町村ということではもちろんありませんので、いくつかお聞かせいただければと思います。

それから、(3) 議会から3月定例会での当初予算について留意事項を付けさせていただきました。それに応えて給食費は現行どおりとし、今後むしろ保護者負担を軽減する方向に向かうべきではないかというのが3点目でございます。

それから2つ目に、住宅リフォーム助成事業をどう評価するのか。これも当初1,000万円の予算でスタートしたものが現29年度は200万円に減額されてきております。これを年ごとの予算額、決算額、町民の申込み状況、利用者が利用した工事額、そしてその経済効果がどのようになっているのかお示しいたきたいと思っております。

それから、(2) 平成29年度は抽選になっていると聞いています。この需要をどのように見ているのか。事業目的との関係ではどう評価しているのかをお伺いいたします。

(3) これも議会から留意事項を付けたものに応じて町民ニーズに応えられるように予算を元に戻す考えがないかどうかお伺いいたします。

3つ目に、町の情報公開条例というものがございます。これなどとの係わりで、町の各機関の会議が行われた場合、会議録が作成されることになっております。この会議録の作成期限がどうなっているかについてお伺いいたします。(1)で町内の会議議事録の作成期限がどうなっているかということでございます。ご答弁をよろしく申し上げます。

○議長 宮城清政君 教育長。

○教育長 赤嶺正之君 大城 毅議員の質問事項1(1)のご質問にお答えいたします。保護者負担金の見直しにつきましては、調査・検討中であります。

(2)のご質問にお答えいたします。まず、那覇市が小学校4,500円、中学校5,000円、豊見城市が小学校4,000円、中学校4,500円、糸満市が小学校4,300円、中学校4,800円、南城市が小学校4,300円、中学校4,800円、八重瀬町が小学校4,100円、中学校4,600円、与那原町が小学校4,500円、中学校5,000円となっております。

(3)のご質問にお答えいたします。学校給食の賄材料費につきましては、学校給食法により保護者負担と規定されております。また、準要保護世帯などにつきましては給食費の援助を行っており、全世帯を対象とした保護者負担の軽減は難しいと認識いたしております。以上でございます。

○議長 宮城清政君 副町長。

○副町長 国吉真章君 質問事項2点目の住宅リフォーム助成事業をどう評価するのか(1)についてお答えします。住宅リフォーム助成事業の年ごとの予算額、決算額、町民の申込み状況、利用者の工事額については、平成24年度については予算額1,000万円、決算額847万3,000円、申込数55件、工事額5,796万円。平成25年度については予算額1,000万円、決算額940万1,000円、申込数58件、工事額6,632万4,000円。平成26年度については予算額832万円、決算額830万6,000円、申込数48件、工事額5,647万7,000円。平成27年度については予算額647万5,000円、決算額642万3,000円、申込数42件、工事額4,062万7,000円。平成28年度については予算額760万円、決算額735万8,000円、申込数41件、工事額5,482万2,000円となっております。経済効果については、補助金額に対し約6乃至7倍程度の効果があったと考えられます。

(2)についてお答えします。平成29年度は、予算額200万円に対し5月末までの応募者が30名であったことから抽選により補助対象者を決定しております。申請者は減少傾向ではありますが昨年程度の需要はあると考えております。事業目的は、緊急経済対策であり、建設工事等事業者の受注状況等から本事業については事業目的を達成したものと考え

ております。

(3)についてお答えします。次年度については、新たな事業として国・県の制度を参照し、耐震、省エネ、バリアフリー等を対象とする事業を検討してまいります。

質問事項3点目の町の情報公開条例との係わりで町の各機関の会議議事録の作成期限はどうなっているかについてお答えします。教育委員会会議規則において議事録は次回の会議において承認を得なければならないという規定があります。以上であります。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 それぞれ答弁をありがとうございました。それでは1項目ずつ再質問をしてまいります。まず、現在調査・検討中だということでお答えいただけませんでした。その教育委員会の案としてはお持ちのようでありますけれども、と言うのはこの間に学校給食共同調理場運営委員会で議論がされていると受けていまして、今朝、その10月17日に行われた会議の議事録をいただきました。この中でもその金額に該当する部分は黒塗りというようなことでもありますけれども、この黒塗りにされた会議録を見ましても賛成多数で挙手があったというような結論ですから、運営委員会の性格は教育委員会に助言することが役割のようですので、これをもって教育委員会に助言して教育委員会で決定するというのが流れなのだろうと推測するわけです。数字は見えないようになっているけれども、案は持っている。これを見ますと3つの案があったけれども、そのうちから1つを提案して賛成多数で可決されたということのようです。

それでは、質問はした上で突っ込んでまいりたいと思います。まず、値上げの理由が何か。これをお伺いいたします。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 宮平 暢君 それではお答えいたします。今回、給食運営委員会で見直しに向けて調査・検討しています。ただし、時期についてはまだそれも今後の検討課題と考えております。長い間、南風原町の給食費は近隣市町村で最も安い小学校3,800円、中学校4,300円となっておりますので、今後消費税10パーセントへの引上げも予定されていることから、そういったあらゆる社会情勢の変化に対応するために早い段階から調査・研究が必要と考えておりますので、次年度4月からすぐにやるということではなくて、今後の給食費の在り方について調査・研究が必要だということで委員会に審議をお願いしました。

ですから、今言ったように今後の社会情勢の変化等に対応することから、早いうちから調査・研究が必要ということで審議をしております。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 時期についても必ずしも来年4月からではないとの答弁でございました。また、消費税10パーセントにも言及がありました。ということで時期も未定だと。理由についてはもう一度お願いします。今の答弁の趣旨は、時期は決まっていない、消費税も見据えないといけないということでした。これからすると今後のことを理由に使用しているのか、その点についてお伺いいたします。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 宮平 暢君 それではお答えいたします。現在、食材の価格変化もあります。また消費税の10パーセントへの引上げもありますので、その社会情勢の変化等に今後対応していくべく観点から見直しを行っているところであります。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 ただいまの答弁は、先ほどの答弁と併せて確か年度当初の予算の中でこの間、消費税が3から5に上がったことが大きく関連して補てんをしてきたと、この補てん分を29年度からは行わないということで財政担当とやり取りがあってそういう結果になったと、これについては年度途中からでも改定を考えているという答弁がなされていますね。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 宮平 暢君 その時もそういった検討が必要だろうという考えはありました。やるということではなくて、今後、食材等の価格変動も考えて、われわれ事務方のなかではそういった調査・検討も必要だろうという認識はあります。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 私が聞いているのは、29年度途中でもあり得ると、考えられるという答弁がされているはずですが。確認します。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 宮平 暢君 これは、町、教育委員会の指針・方針の決定事項ではなくて、われわれ事務方のなかでそういうことも必要であろうということでの答弁でありました。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 そういう答弁をしたということでございます。それとこの価格改定は、先日全員協議会で説明のあった国保の累積赤字との係わりでの中期財政計画との係わりはどうか伺いたいと思います。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 宮平 暢君 やはり町の財政計画はありますけれども、それにも給食費の見直しという文言はありますが、しかし時期について定めておりません。先ほどから申していただきますように、食材の価格変動、また消費税10パーセント、そういった社会情勢の変化に対応すべく見直しの調査・研究が必要だということ認識しております。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 財政担当部長からですが、中期財政計画について、今質問者からございました国民健康保険の累積赤字を解消するために給食費を上げるというスタンスは毛頭ございません。あれは全体計画の中で適宜、このタイミングでもし世の中の物価が上がったらそういったものにも同調させましょうという考えであって、国保のために財政が厳しいからその他の料金も上げますという考え方の計画ではないと申し添えておきます。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 これは賄費ということであって、食材の費用だということですから当然、給食費ということで負担いただいて、それを他の赤字解消に充てるなどということは絶対にあってはならないことですから、部長のおっしゃるのは当然のことだろうと思います。それで、質問を変えますけれども、その時期も未確定、数字は提案してあって一定の段階は決まっているが今は明らかにできないということでありました。この改定によって何がどのように変わるのか。当然、歳入の増が見込まれます。その他にどのようなことがあるのか。歳入がどの程度と、これを言うとまた割り算すれば出てくるじゃないかということになって皆さん言いたくないのであればそれは強いては言いませんけれども、歳入の増は当然ありますね。その他にどういったことがあるのか。何が変わるのかということです。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 宮平 暢君 現段階では現行の状況で調査・研究して金額が示されるということなのですが、これもまだ確定しておりません。今後引き続き調査・研究していくなか額についても変わるかも知れません。現段階の金額についても現段階の金額であって、その後また調査・研究を含めてまいりますので確定の数字ではありませんので何が変わる、またいくらという具体的な試算は行っておりません。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 この検討委員会の数字は伏せられているけれども、その共同調理場運営委員会で皆さんに諮った数字も確定的な数字ではないと、それは参考にしないかも知れないと、こういうことですね。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 宮平 暢君 現段階の価格等を検討した結果であります。今後、次年度、来年、再来年度ということで社会情勢の変化がありますので、その時にはまたデータとなった基礎となった数字も変わってくることも予想されます。この決まった価格をそのまま最終決定ということではありません。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 そうすると、学校給食共同調理場運営委員会の役割というもの、せっかく集まって話し合ってもらった、結論まで出してもらったそのことにどういう意味があるのかということになり兼ねない発言だと思いますよ。このへん、どうなのですか。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 宮平 暢君 われわれこの見直しについては、調査・研究は必要だと思っています。ですから随時その委員会で調査・研究の結果を会議して、議論していただいております。また、今後も社会情勢の変化があればその変わった点を提言して議論してまいりたいと考えております。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 案を出して共同調理場運営委員会で決めてもらったこともそれはそ

れであるけれどもそれを進めるわけではないと、それはそれで聞いたという程度で別でまた検討するのだと、しかもいつになるのかも分からない。消費税のアップというのは、2019年ですよ。再来年。それになるとまたどういう状況になるのかまだ分からない。検討はしたけれども、これをどう生かすのかは全く白紙だと、分からないという答弁だと受け取りました。消費税が2019年度にしか上がらないのに、それを見込んで上げると言うのはおかしい話ですよ。この賄費というものの性格から言って、仮に18年度で19年度の消費税アップを見込んで価格をアップしたならば、先取りして取って置くという話になっちゃうわけだから、保護者からすればあり得ない話。消費税が上がるのであればそれに合わせて上がるのは、それはそれとして理解もできるでしょう。でも来年度上がるので今年度から上げるというのはあってはならないはずですよ。これまでの部長の答弁からすれば、2019年度の消費税も踏まえ考えるという趣旨のことを言っていますから18年度はないと判断せざるを得ない。あるいは18年度に上げて、更に消費税が上がる段階でまた上げるということはあり得るかも知れないけれども、部長の答弁を聞く限り、そのような判断しか出てこないと思います。

事務局の中での話ですけども、例えば今度の委員会への金額の提案は、どなたが発案・提案して、あるいはどなたが指示をしたのか。発案者、提案者、支持した人、これを明らかにできますか。

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午前10時24分）

再開（午前10時25分）

○議長 宮城清政君 再開します。教育部長。

○教育部長 宮平 暢君 この委員会の議題につきましては、課長よりこういったことで審議したいということでありまして、それを認めております。その資料につきましては、担当職員が作成して提案しております。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 課長が指示をして担当が提案したという理解でよろしいですか。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 宮平 暢君 課長が私にこの会議の内容をこうやって進めていきたいということがありまして私も認めて、そのことについて課長から担当者へ資料の準備を促したところであります。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 分かりました。今これを聞いてもしようがないという気もしますが、まず議会でもこの数字を明らかにしてもらえないわけだけれども、この給食費の改定について何名の保護者の皆さんに意見を聞きましたか。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 宮平 暢君 この改定につきましては、学校給食運営委員会委員の皆さんに諮っており、個別でそれ以外の方々には聞いておりません。というのは、まだ決定事項ではありません。時期も金額も未定で、われわれ事務局内での調査・検討段階でありますので、外に出すのは非常に危険だと考えており、この委員内部で留めて調査・検討の段階であります。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 これを決定するのは最終的に教育委員会でいいのでしょうか。たぶんこれは議会事項ではありませんので、確か運営委員会ではなくて、管理運営に関する規則の中で学校給食費は別表のとおりとなっているので、この別表を換えることになるのだらうと思うので、議会事項ではなくて、また町長事項ではないから教育長事項ということになるかと思いますがそのとおりですか。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 宮平 暢君 定例教育委員会事項と理解しております。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 ということですので、これは議会では審議しない中身です。私たち議会は、町民の代表としてここに居さしてもらっております。4,000食でしたか5,000食でしたか、今、調理しているわけですけれども、その負担者は多くの保護者の皆さんであります。この決定は今言ったように教育委員会で決めるということですので、私はその前になるべく多くの、願わくば全ての保護者に聞いて理解を得ることが必要じゃないかと考えますけれどもその点はどうですか。



○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 宮平 暢君 まず、この規則だけで給食費は上がるものではありません。歳入歳出予算があります。その予算は議会で審議されますので、これはその議会で十分な審議がなされると思います。決定に関しては、個々の保護者から聞くということは適さないかと理解しております。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 それから、皆さん方は数字を明らかにしませんけれども、私は数字を聞いていて恐らくそれで間違いはないだろうと思っています。小中学校それぞれ17、8パーセント程度の値上げになるのではないかと計算しましたけれども、それは敢えて確かめません。そうすると皆さんにそれを確認することになってしまいますから聞きませんが、いずれにしろ何パーセントかの滞納者がいます。滞納者の中には、もちろんと言ってはなんですが理解が得られずに納めてもらえない方もいらっしゃるようで、全体としては98.4、5パーセントでしたかかなり高い納付率だと思います。それでも何パーセントかは残念ながらいらっしゃる。そもそも要保護者ですとか準要保護の皆さんは分母にも入れれば分子にも入るということですから、その1.何パーセントかの滞納者はそれ以外なのですよね。把握されていないか無理解かというかたちではないかと思うのです。全部が全部無理解だと私は思わないものですから、この改定があった場合、少なくとも滞納者は増えるのではないかと思うのですが、それについてはどう考えますか。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 宮平 暢君 まず収入状況につきましては、われわれ教育委員会だけではなく福祉部門の民生部とも連携して徴収に努めているところでありますので、今後はまずまずこの収納対策を取り収納率を上げていこうと検討しております。

また、先ほどからありますように、改定する場合は規則を上げてすぐにやるのではなくて、規則改定しまして議員の皆様事前に全員協議会なりに報告をいたしまして、その後、保護者へ通知をしましてやっていこうと考えていますので、いたずらにわれわれで規則改正をしてすぐに上げるということは考えていませんのでこのへんは理解していただきたいと思っております。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 もちろん、予算は提案していただいて議会で議論するということに

なるわけですけれども、その場合、皆さんは改定した規定に基づいて予算を計算して出すわけですから、それはそれ今おっしゃることはよく分かりました。

ところで、この数字を示さないということについてなのですが、私は今朝持ってきてくれるとは思っていませんでした。数字についてはお見せできないということは聞いていました。ところでその今日いただいたのは正に会議録でして、委員の先生方が何をおっしゃったかとかどう答えたかなど書いてありますけれども、この会議に提出された資料、例えばこうなるのだと理解していただくための資料はいただけませんでした。それは何故ですか。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 宮平 暢君 この会議で決まった金額については、まだ町の最終決定ではありません。時期も金額もありません。ただ、資料からは推測できることから、その額について一人歩きしていただえずに町民を惑わすと、保護者に誤解を与えることがないように、この資料については金額が推測できることから控えさせていただいております。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 私は、部長の今の答弁とは違って、値上げせざるを得ない状況であればその値上げ額についても、この状況について理解いただくということが大事ではないかと思っています。

ところで、先ほどの副町長の答弁では、教育委員会についてはありましたけれども、教育委員会の会議録について答弁がありましたね。これは教育委員会についてです。私は、この会議録の扱いについて役場全体のことを聞いています。会議録の期限は設けないのかということに聞いていますが、教育委員会については答弁がありましたけれども全体についてはどうなのですか。

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午前10時35分）

再開（午前10時36分）

○議長 宮城清政君 再開します。総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 先ほど副町長から答弁があった、言い換えれば他の会議の要綱・規則等でいつまでにというのはございません。様々な会議があって、議事録・会議録は、このことについてまとめなさいとざっくり書いてあるものもあれば、中身の指定があったりなかったりがあるのですが、いつまでに書けというものはないということでございます。

ます。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 ありがとうございます。むしろ教育委員会の会議録は、次のその委員会で承認を受けるということですから、定例会は毎月あるということは翌月の定例の日までには仕上げてそこで皆さんの了解を得るということですから、教育委員会の会議録作成については一番進んでいるのではないかと思います。議会について質問しようと思ったのですが、これは議会の中身のことで控えましたが、議会については残念ながら期限がいつまでにと打たれていません。努力していただいて、以前は半年遅れ、1年遅れだったものが今は3月遅れぐらいになっていて、それはそれではありますが、ただやはり期限は打つべきではないかと考えています。この話をしたのは、先ほど申し上げたように、役場が物事を決めるについて、情報公開条例が基本になるべきだろうと思っています。情報公開条例だとかあるいはまちづくり基本条例の中では、会議や町の政策・考え方については広く町民にお示しをして参加していただく。理解していただく中で、議論していただく中で物事は進めていくということがあります。こういうことがある中で、今の部長の答弁は、知らせたら混乱が起こると言わんばかりの発言でした。本当にそういう考え方で町政の、特に教育行政を担っていったいいのだろうかというのが私の疑問です。この点、いかがですか。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 宮平 暢君 議員おっしゃるとおり、町民との情報共有は何よりも大事だと認識しております。また、料金の改定、給食費の見直しがあった際には、十分に保護者の皆さんへも周知を図っていくということで認識しております。ただ、その前提、何もまだ決まらないなかではできないと思いますので、決まったことについて住民には細かく、保護者へは懇切丁寧に説明していきたいと考えております。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 要するに決めてから知らせますということに過ぎないのであって、決まるまでは一切議論させませんと、お知らせしませんと、こういうことですね。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 宮平 暢君 全てそういうことではなくて、あらゆる場面、あらゆる懸案が

ありますので、その懸案ごとに住民と情報共有は必要かと考えております。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 それでは、今回のこの給食費の値上げの金額を議会にも示さないというのは何を根拠にしますか。根拠を示してください。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 宮平 暢君 先ほどから申していますとおり、これは最終決定ではありません。規則でも決定もしていません。額も最終決定しておりません。ただ、見直しについて調査・検討段階であります。ですから、これが一人歩きするとおかしなことになると思いますので、われわれ最終決定ではありませんので今の段階で金額を示すことはできないことになっています。

(大城 毅議員より「休憩願います」の声あり)

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩 (午前10時40分)

再開 (午前10時40分)

○議長 宮城清政君 再開します。教育部長。

○教育部長 宮平 暢君 根拠は、まだ最終決定事項ではないということで理解していただきたいと思います。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

(大城 毅議員より「休憩願います」の声あり)

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩 (午前10時40分)

再開 (午前10時41分)

○議長 宮城清政君 再開します。教育部長。

○教育部長 宮平 暢君 示すという法的根拠も確定はされていません。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 私はこれを情報公開請求してやっているのではなくて、町民としても普通聞くでしょう、議員も聞くでしょう。元となる資料を見せてくれということで今回

お願いしたわけですが、情報公開条例の中に情報公開できない、非公開とすることができる情報と言うのがありますね。この中のどれに当たるのかということなのです。仮に私が情報公開請求を総務課にやったとして、それを拒むというのであれば何を根拠にしますかということなのです。

○議長 宮城清政君 教育長。

○教育長 赤嶺正之君 毅議員のご質問と言いますか根拠を示しなさいということは、正に今議員が示された情報公開条例で言いますとそれは議員がおっしゃるとおりだと思います。ただ、先ほどから部長が答弁いたしておりますのは、教育委員会といたしましては现阶段の給食費は見直す必要があるのではないかというようなことが学校現場なり、あるいはまた子どもたちの意見と言いますか学校から拾ってくる子どもたちのお話等々がありまして、給食をより良いものにするためには給食費の見直しというのは出てくるなということがございまして、教育委員会の事務局としましてはそれに向けて調査・検討しているというようなこととございます。定例教育委員会の中でもその他の事項で見直しを調査・検討中だと話してはありますけれども、それがいつになるのか、あるいはどれぐらいになるかについては給食センターの運営審議会があるわけですから、そこでの議論も踏まえて、最終的には予算編成あるいはまた規則の改正等々で行政の手続きとして決まってくるわけです。その段階で教育委員会の皆さんには提示できますよと、というような話はしてございます。そういうことで、正に今、調査・検討中だと、その調査・検討の中でも更に学校現場をとおして保護者の皆さんにこの現状を十分説明して、方針等々も説明しなくちゃいけないなというようなこととございまして、正に調査・検討中の段階で金額をオープンにするのは事務局として今後に向け、いろんな審議の段階でも不都合ではないかと考えてのこととございます。議員ご指摘のように、行政手続きとしての情報公開請求等々がございましたら、それはまたわれわれはそれに則って情報公開の中では公開すべきでないというような判断をするテーブルがございまして、そちらの判断にわれわれは従いたいと考えております。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 教育長から情報公開条例の手続きに則って、情報公開請求があればその条例に基づいて非開示とするなら非開示とする根拠を示して、やるとは言わなかったけれどもそういうふうには受け取られる答弁でした。と、私は受け止めました。現に今、議会で開示しろとしつこく言っても調査中、検討中なのだから示せない、この言葉を聞いているとどうもここで言う開示できないのは公開することにより行政の公正且つ円滑な執行に著しい支障を来すというようなことを別の言葉で言っていると私は理解しています。

もし私の理解に間違いがあるのであれば、正してください。そうすると、この会議は秘密会議だったのですか。どうなのですか。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 宮平 暢君 議員おっしゃるとおり、情報公開条例第7条に基づくことで公開しないということになります。また、同会議は基本的には公開であります。非公開の密室会議ではありません。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 今回の会議も密室ではないということです。そうすると、この参加した委員の皆さんには守秘義務を課しているのですか、課していないのですか。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 宮平 暢君 闊達な意見を言うてもらうために、委員には自由な発言を求めていることから、守秘義務を課してはおりません。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 総務部長、突然で恐縮ですけれども、教育委員会も当然町長部局も情報公開条例の実施機関、対象ですので伺いますが、秘密会という規定はどこかにありますか。議会にはありますけれども。

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午前10時48分）

再開（午前10時48分）

○議長 宮城清政君 再開します。総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 先ほど議員おっしゃった情報公開条例の7条に非公開とする情報というのがございます。開示できない情報を話し合う会議であれば、自ずと非公開になるのではないかと現時点で理解しています。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 例えば保育園の入所を審議する会議などありますね。あるいは民生部に類するような、あるいは教育委員会にもあるかも知れませんが個人のあれこれを議論するということであれば自ずとそうなるかも知れませんがしかし、秘密会という規定はないのではないかと私は思っていますが、もし違うようでしたらお答えいただきたいと思います。

これは今もう教育委員会とは堂々巡りで、決定するまでは町民の参加をさせるべきではないというのが執行部の意見だということですね。

○議長 宮城清政君 教育長。

○教育長 赤嶺正之君 決定するまで町民の意見を聞かないというような解釈をなさっているようですが、決してそういうことではなくて、先ほどから申し上げておりますとおり、現時点ではまだ調査・検討中でありまして、またその額を決定する段階にはもちろん町議会のご理解も得なくてははいけませんし、保護者の皆さんにも十分な説明をしなくてははいけないと考えているところでございます。何も教育委員会だけで独断決定するというわけではございません。同時に、このわれわれの考え方に対しまして給食センターの運営審議会のなかでは各学校長の皆さんあるいは区長会の代表、あるいは保護者の代表の方とかそういったかたちで教育委員会といたしましては関係各位、代表する方々からそれなり意見をいただいている認識でございまして、教育委員会の案に対し全ての町民の皆さん、全ての保護者の皆さんに全部意見を求めて了解を得ていくというのはちょっと難しいと言いますかそぐわないと考えます。われわれとしては給食センター運営審議会の委員の皆さんに町民を代表した意見をいただいていると認識いたしておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 この点については見解が違うと思いました。こういっては失礼ですが、ごく僅かな、最大14名の委員会で、しかも保護者代表はPTA会長さんお一人ですから、それがどれだけPTAのなかで議論されているか全く分からないわけです。まちづくり条例の考え方とも違うのではないかと考えています。

それと、申し上げましたように、給食費は議会から指摘があったように28年度並みに戻して補てんもしていくべきではないかと、先ほど学校給食法の議論がありましたけれども、あまり時間がないのでここで議論できませんが、それではあの時なぜ補てんができたのかとなるわけです。また、去った委員会でしたか、本会議でしたか、今度も一定補正で補てんをしています。これについて議会の要望も踏まえたという答弁もありました。それからしてもどちらなのだとするわけですから、私はぜひ保護者負担をむしろ軽減する方

向で町行政は取り組むべきではないかということ指摘したいと思います。

もう1点。これまで子どもの貧困の解消というものが課題となって、様々な取組がなされています。こうした町全体の取組の方向とマッチしているのかということからしても、給食費は可能な限り軽減していくというような努力をすべきではないかということは指摘して締めたいと思います。

住宅リフォームについては、先に報告いただきましたけれども、また僅かですけれども国・県から補助があります。これを差し引いて、純粋に町の単費で経済効果を見ますと、町の答弁で5、6倍の効果があるとありました。約100万円の支出をしたら、500万円か600万円ぐらいの消費をしたと、それは全て町内に発注されたということですから、私はいへん効果があるものではないかと思います。今後、耐震などに変えていくという答弁でしたが、果たしてそれは本当に町民のニーズに合っているのか。この点についてはどのように皆さんは確認していますか。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 従来の住宅リフォーム助成事業につきましては、経済危機ということで建設関係の需要に対する効果はあったものだと認識しております。現在の状況からしまして、建設業は非常に活発になっていると、失業率も低くなっているということで、町の発注工事においてもなかなか忙しくて辞退というのが多い状況で建設業界は大変活発に動いているものだと思っております。そういうことから、次年度以降はもっと国・県の交付金を活用するように耐震化あるいは高齢化社会に向けてのバリアフリー化工事、そして断熱工事とかそういう方向に変えていこうと考えております。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 それはそれとして大事なことも知れないけれども、ぜひ町民のニーズをよく把握、確認していただきたいということで希望して終わります。

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午前10時56分）

再開（午前11時08分）

○議長 宮城清政君 再開します。通告書のとおり順次発言を許します。13番 玉城 勇議員。

〔玉城 勇議員 登壇〕



(玉城 勇議員より「休憩願います」の声あり)

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩 (午前11時08分)

再開 (午前11時08分)

○議長 宮城清政君 再開します。

○13番 玉城 勇君 今日は3点準備しておりますけれども、できるだけスピーディにまいりますので、答弁を明確に再質問がないようお願いしたいと思います。

1点目、待機児童対策についてであります。(1)南風原町の待機児童対策に向け取り組んでいる最中に、新聞紙上で本町の保育園児4人が継続できなかつたとありました。その後、児童の取扱いはどうなっているのか。(2)地域型保育事業、小規模保育事業の0歳児から2歳児を受け入れる施設であるが、この施設で3歳児まで延長対応について検討できないかでございます。

2点目に、地域及び農業環境改善対策についてでございます。(1)多面的機能支払交付金事業が現在3地域で導入され実施されております。木庭は、農業農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るために農用地、水路、農道等の農業資源に加え、自然・景観・生物多様性・伝統文化などの地域資源を地域全体で保全・継承するとのことであり、今後、町役場に事務局を設置し地域を拡大すべきだと思うがどう考えるか。

3点目、南風原町内公園管理・維持についてでございます。(1)宮城公園の水銀灯器具が全て撤去されております。今後の計画はどのようなになっているか。(2)南風原町内の他の公園についての計画はどのようなになっているか。(3)宮城公園の駐車場増設はどのように考えているか。以上、お願いいたします。

○議長 宮城清政君 副町長。

○副町長 国吉真章君 質問事項1点目、待機児童解消対策について(1)にお答えします。平成29年度の入園に関する手続きにおいて、4人の児童につきまして継続での入園ができませんでした。その後の対応としまして、やまがわ保育園の開園に併せて入所の内定を通知しましたが、1人が入所、2人は認可外での継続入所を希望したため辞退、もう1人の児童は自宅保育のため辞退となっております。(2)についてお答えします。小規模保育事業における3歳児への対応につきましては、町としましても国の動向を注視しながら特区を活用した年齢拡大に向けて前向きに検討してまいりたいと考えております。

質問事項2点目の地域及び農業環境改善対策についてお答えします。地域拡大について、農業振興地域の農用地において事業導入が可能であり拡大の検討をしております。また、隣接する町外についても隣接市町の同意を得て事業導入が可能であり、本町で土地改良事業を行った宮城地区、神里地区について町外の導入も検討してまいります。事務局の設置

について、町は活動組織に交付金を交付する立場であり、現体制のとおり各活動組織に事務局は必要と考えております。

質問事項3点目の町内公園の管理・維持について(1)にお答えします。当該水銀灯は、設置から約20年経過しており、取付け器具の錆等劣化により落下の恐れがあることから、危険防止のため撤去しております。今後の計画については、全体的な公園整備計画の中で検討してまいります。

(2)についてお答えします。他の公園は、現在も使用可能であることから、改修計画はありません。管理については、目視等により定期的に確認し、良好な維持管理を行ってまいります。

(3)についてお答えします。宮城公園は平成8年に供用開始した公園で、駐車の数台は20台程度となっており、今後、本町の公園整備の進捗を見定めて、次の全体的な公園整備計画の中で財政的な面も含め駐車場の増設については検討してまいります。以上です。

○議長 宮城清政君 13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 それでは、1点ずつ再質問を行いたいと思います。まず、新聞紙上で結構大きく掲載されているものですから、非常に目に付きました。ですから、これについては質問しなければいけないということでございます。特に本町は、人口が増加する地域でありますので、今後も子どもたちが増えていく要素がございます。認可保育園あるいは小規模の保育園、事業所の保育園、いろいろと増設しておりますけれども、それに追いつかないぐらいの子どもたちが増えてくると懸念されますので、これについてはやはりこういう状況では良くないという思いであり、もう少し町も真剣に捉えて後手にならないような対応をしていただきたいということでの質問でございます。4名が継続から外れたということですが、1名は入所が継続できたとあり、2名が認可外の継続を希望したとあるのですが、実際には認可保育所に入っていたわけですね。認可外を継続したというのは、理解するに難しいのですが、これについてはどういうことだったのか。あるいはお一人は自宅保育のためというのですが、結局保育所が受け入れできないから止む無く自宅で保育すると、そうすると、そのお母さんなりお父さんの仕事はどうなるのか。そのへんまで調査しているのか答弁をお願いします。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 お答えします。今年の入所に関しましては、先ほど副町長より答弁がございまして、4名の方が在園児選考により入所することができませんでした。2名について認可外とする先ほどの答弁については、一旦、認可保育園に3月いっぱいまでいたのですが、新たな申込では点数の高い人が入ってくるため点数の低いこの方々は選考

から落ちてしまったと、それで認可外保育園に通ったということです。やまがわ保育園が10月1日に開園しましたので入所枠があると案内したのですが、認可外保育園に通っていてまた環境を変えることは保護者としても子どもにとってはあまり良くないということで、またこの4名は全員3歳児ですから年を明けると全員4歳児になるということで、4月からは幼稚園に入る予定でありますのでそのまま認可外を選んだということでございます。それから自宅保育の方に関しましては、もともとお母さんが休職中で、下の子ども自宅で見ながら職を求めている状況で、そういったことで点数が低かったわけです。上の子が選考に漏れたため、そのまま下の子と一緒に自宅保育をするということです。この方についても、やまがわ保育園を案内したのですが、4月からは幼稚園なのでそのまま自宅で見ますという、この4名の方の状況でございます。

○議長 宮城清政君 13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 この保育事業については、専門家である先生方もやはり一旦入所受け入れをしたら卒園まで継続すべきであろうと提言されているわけですがけれども、その提言を本町はどのように捉えていますか。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 この提言にもあります継続入所という部分で、本町においては待機児童が相当数いることから、これまで優先順位を付けて点数の高い方々からということで入所するようにしてきました。ただ、この提言も受け、保護者の就労状況に変化がないか現況を確認して、変化がないということであれば今後は在園児については優先していくというように方針を転換していこうとわれわれの中で話し合いをしているところです。

○議長 宮城清政君 13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 今の検討は、29年度で行って、30年度は継続ができる方向で検討しているということよろしいですか。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 現在、来年4月からの入所申込みを終えまして審査中ですが、できるだけこの4月1日の入園児から現況を確認して親の就労状況に変化がなければそのように在園児を優先していく方針で取り組んでいきたいと思っております。

○議長 宮城清政君 13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 ちょっと気になったのは、2名が認可外での継続を希望しということで、短期間認可外保育所において、途中から受入れができますよという通知をもらっても入所を希望しなかったということについては、町の保育行政に対しての不満から断った可能性はないのかどうかです。ですから、全国的にいろんな問題が発生しておりましたので、そういう機運もあるのかなという心配がされます。豊見城が以前から方針を変更して継続されていると、本町においてもそういうことを考慮していくのであれば、全国的に問題が起きた時に検討すべきだったかと思えますけれども、これについてはそのような経緯の下に変更を検討されたのかどうかお伺いします。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 議員おっしゃいますように、全国的にはこういった在園児選考がほとんどないということで、県内ではこの新聞報道にありますように11市町村でまだやっている状況であります。待機児童が多いが故にせざるを得なくこれまでやってまいりましたが、豊見城市も今度の入所からは在園児優先方針に変えるということで、われわれもそのような考え方で取り組んでいくということでございます。

○議長 宮城清政君 13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 やはり本町は人口が増加していく地域でありますので、日々変わってまいりますけれども保育行政を検討しながらそれに対応できるようよろしく願いいたします。

それと同時に、自宅保育とありますけれども、どの子どもに入れるような、親が仕事をしているかいないかにかかわらず入れるような認定こども園も設置を進めていくべきであろうと思っておりますけれども、前回の質問においても相談は受け付けます、対応しますとありましたがもう少し踏み込んで希望する園に対してのアプローチをこれから行っていけるかどうか。そのへんはどうですか。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 まず認定こども園については、町内でプロジェクトチームを組織しまして、公立幼稚園をまず認定こども園にという検討をしておりますが、まだそれについては時期尚早というまとめになりました。那覇市や浦添市、他の市町村で公立幼稚園の半分程度を認定こども園にしていることから、われわれも検討してみたとい

うことです。他の市町村が公立幼稚園に認定こども園にした場合の運営状況の変化という部分、すでに本町の公立幼稚園では取り組んでいたと、4歳児や土曜日の預かり、夏休み等長期休暇での預かり、給食、全て本町は先に取り組んでいるということから、公立幼稚園の認定こども園については時期尚早であろうという結論に至っています。

それと民間から認定こども園を作りたいという相談があれば、われわれはもちろんその相談には積極的に乗って、支援が必要であれば支援してまいります。ただ、われわれのほうから認定こども園にどうですかというアプローチをすることについては、今のところは考えておりません。まず、われわれは待機児童の解消が先ですので、子ども・子育て支援事業計画の見直し作業中ですので、その審議会の意見を踏まえて次年度以降の施設整備などを検討してまいりたいと思います。

○議長 宮城清政君 13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 やはり時機というのがありますので、時機を逸することなく前向きに検討して、相談があればそれに乗って、設置できるような方向でぜひ取り組んでいただきたいと思います。

次に、小規模保育事業について、今、2歳児まで受け入れしておりますけれども、町は当初3歳児幼稚園も検討していたのですが今の財政状況など考えますと大変厳しいだろうと、そうであれば3歳児まで小規模保育事業で受け入れができるような取組が必要ではないかと思えます。今後検討してまいりますということでもありますけれども、できたら30年度で受け入れできるような方策は検討できないのか、この事業を活用した方策はないのか。先ほどの保育園の認可外に入所している子どもがあと1年継続したいというのと一緒に、その親御さんからすると0歳児から2歳児まで入所している子どもをあと1年は継続して4歳児には幼稚園に入園をお願いしたいという気持ちは大きくございます。それについての対応はいかがですか。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 小規模保育事業所が2歳までとなっていることから、3歳になる時点で保護者の方も保育園があるのかどうかと不安も確かにあると思います。そういった部分の解消も含めて、待機児童がいる所は全国的な課題でありまして、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律というものが今年の9月に施行されております。これの概要というもので大きく2つ、小規模保育事業の入園対象年齢の拡大というものと、それから地域限定保育士試験における指定試験機関の多様化ということであるのですが、このなかで小規模保育事業の入園対象年齢の拡大ということで待機児童の多い所においては特区の指定を受けて特区小規模保育所ということで0から5歳児まででき

のようにすることになっております。それを受けて今月に入って、沖縄県のほうから待機児童のある市町村に対しては、この特区を活用する意思があるかという意向調査がございまして、本町は活用したいと回答しております。沖縄県がこの指定を受ければ、できるだけ早い時期に5歳児まで小規模保育事業所が拡大できるように取り組んでいく考えています。

○議長 宮城清政君 13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 確認ですけれども、これは本町の希望だけではなくて、沖縄県が市町村の希望をまとめて、沖縄県の判断をして国の特区を受けることになるわけですね。これについて、見通しとしてはどうですか。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 意向調査に回答したばかりでございますが、当然、待機児童がいる市町村においてはぜひこれは拡大していただきたい希望ですので、また待機児童解消は県も含めて大きな課題です。当然、その方向に動くのではないかと考えています。

○議長 宮城清政君 13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 ぜひ30年度、特区が活用できるよう強力に類似市町村と取り組んでいただきたいと思います。ありがとうございます。

2点目の地域及び農業環境改善対策についてであります。本町において3地域がその事業に取り組んでおります。29年度に導入した事業でありますけれども、九州地区においては非常に盛んに取り組みされております。本県においては、隣の南城市が以前から取り組んで大きな成果を出しております。ひとつ先ほどの答弁の中に、宮城地区、神里地区について、町外への導入とあるのですけれども、町外もこの区域に導入するの間違いではないか確認したいと思います。

○議長 宮城清政君 まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長 金城政光君 お答えします。この事業は、町外にも拡大できますので、特に宮城、神里については町外で、宮城では与那原地番を土地改良しており、神里も八重瀬町を町の土地改良事業でやっております。そういうもので検討していきたいというものでございます。

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午前11時33分）

再開（午前11時35分）

○議長 宮城清政君 再開します。経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 訂正いたします。宮城地区については、与那原区域も土地改良で入っています。その区域も含めて地区に入れますとなっています。神里地区についても、八重瀬町の地区も含めて神里の土地改良で整備を行っておりますので、これも含めて神里地区の中に編入していきますということであります。

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午前11時36分）

再開（午前11時37分）

○議長 宮城清政君 再開します。経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 もう一度訂正いたします。本町で土地改良事業を行った宮城地区、神里地区については、町外も導入に向けて検討をしております。

○議長 宮城清政君 13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 ありがとうございます。今現在、宮城土地改良区にこの事業を導入するにあたって、与那原地番は入っていないものですから、要するに宮城地区の土地改良区は南風原町、与那原町、ほぼ同規模の面積でありますので、これを導入することによってこの事業の面積が約2倍に増えます。ですから、それだけの事業が導入できるということでございます。今、本町で3地区、宮城と神里地区がそのような状況でございます。神里地区におきましても、南風原町内と南城市で、南城市のほうも大きな面積がございますので、確かに南城市はこの事業を導入して7年ほどになると思っておりますけれども、非常に良い事業を導入されて農家の皆さんが一生懸命取り組んでいるという情報を得ております。それを山川地区含めて南風原町では3地区でありますけれども、他の九州地区の事例発表会が8月にございまして参加してまいりました。県の担当部局と私が南風原町、それから大東島の計6名でいきましたけれども、九州地区の事例を見ますと市町村単位あるいはもっと広域でこの事業を導入しているわけです。1地区の事例発表を見ますと、確かにスタートは地区ごとに事業を導入してこの事業を進めてまいりますと、しかし5年間の単位でありますので5年間やったあとに協議した結果、11の地域が1つになって、要するに町の単位ですけれども11の地区がございましたそれを1つにまとめて今現在事業を進めている。予算が11倍になるわけです。本町でも120万しか予算はない。それを40万ずつでやるより

も、120万の予算の導入を受けたほうが思い切った事業が実施できる。更に面積を増やすことによって予算はもっと増えるわけですね。そうすることによって、ハード事業もできるようになるわけです。もちろん、いろんな事業があります。それぞれの3つの事業の予算も決まります、配分できます。しかし、予算が増えることによってもっと大きな事業ができるし、地区ごとに今年はこの地区を集中的にやりましようとか、あるいは破損の著しい地域を中心に整備をしていこうと、そういうのもできますので、実際に本町以外の九州地区においてはそのような組織を作って取り組んでおります。ですから、本町においても将来、4年後はそういった取組が必要ではないか。更にそれが進めば宮平地区、喜屋武地区も含めた本町一円とした事業ができると思いますけれども、これについていかがですか。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 答えいたします。今年度から多面的機能支払交付金事業が走っているわけですが、今年度は3地区ということで、今後、宮平あるいは喜屋武地区、そしてまた先ほど答弁の中にもありましたように与那原区域、八重瀬町、南城市区域も拡大していく予定でございます。それについては、先ほど議員からお話がありましたように、九州地区では1つの地区としてやっている所もあるとのことですが、規模がどの程度か分かりませんが南風原とは比較にならない区域かという感じを受けます。そういうこともあって、この拡大をしていったときにどういう方法がいいのか含めて、今後検討していきたいと思っております。

○議長 宮城清政君 13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 この事業は導入したばかりでございますので、5年間は継続していきますけれども、その後についてはこのような事例もございますのでぜひ引継ぎはそれも検討するよということをお願いしたいと思っております。

それでは3点目でございます。公園の管理・維持についてでありますけれども、非常にびっくりしまして、宮城公園の水銀灯が全てなくなっているわけです。せっかくある資機材を撤去するのではなく、修繕をして使えるようにして欲しかったというのが1つなので、地域に全く相談がなかったわけです。このへんは教育行政からしても、あるいは住民の健康管理からしても、もう少し気遣いが欲しいと思うのです。地域の代表者である区長からも、今後については使用する側が考えてくれと言われたということでもありますけれども、そうなる以前にももう少し心配りあるいは気遣いは必要ではないかと思っておりますが、どのように考えてその事業を進めたのか答弁をお願いします。

○議長 宮城清政君 まちづくり振興課長。



○まちづくり振興課長 金城政光君 撤去についてご説明します。撤去については、今年の台風で灯具が1基落ちまして、点検したところ他の灯具も全部錆ており落下の危険があると、かなり重量もあるものですから人命にも係わるものということで早急に撤去する必要があるだろうということで、区長さんには連絡を差し上げて撤去しているところでございます。

○議長 宮城清政君 13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 確かに1灯落ちたと聞いておりますけれども、しかし、対処方法はあったのではないかと思います。落下しないようロープで結ぶとか、よくあります。ステンレスワイヤで紐を付けて、錆をして落下してもステンレスワイヤが落下を防止すると、要するに補修でもできたのではないかと思います。なぜ1灯を見て他のものが錆をしていると、まだしっかりついているのにそれを使えるようなことを真っ先に考えなかったのかと思うのですけれども、これについてはいかがですか。

○議長 宮城清政君 まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長 金城政光君 前任にも聞きまして、今回今年の台風で落ちましたけれども、1、2年前だと思うのですがその時にも落ちているということで、今回が2回目なのですね。目視で下から見ますと状況はほとんど一緒でございます、当然電気屋さんにも相談しておりますけれども落下の危険は全部あるということでしたのでそれで撤去しております。

先ほどのワイヤについても、新しい施設、本部公園等は落下防止で落下してもワイヤに引っ掛かるようにやっておりますけれども、今後、状況としては神里ふれあい公園も年はあまり変わらないものですから、そこもかなり錆ていまして状況としてはよくないので、今度点検しながらグリースを塗って、それプラス落下防止の処置をしようと考えています。

○議長 宮城清政君 13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 今の答弁のように、できるだけ使用できるような状況を保って、修繕して対応するように今後はお願いしたいと思います。

次に(2)ですけれども、先ほどの答弁の中にもありましたが、やはりそれぞれの地域においては公園設備というのは非常に大事な施設でありますので、そこが長く使えるような、夜でも明るくできるように、あるいはイベント・行事でも使えるようにやるべきだと思いますので、今後についての公園の計画、あるいは先ほどおっしゃってられます維持

管理については本当に気を付けて使う側の気持ちを察していただけて取り組んでいただきたいと思います。ひとつよろしくお願ひいたします。

それでは、(3)です。これは以前からも計画をお願いしておりますけれども、今は財政状況が大変厳しいということでございます。公園を利用する際に、少年野球やあるいはイベントの場合にはどうしても駐車場が足りません。本部公園のような駐車場が必要なのですね。あと20台、30台のスペースは必要ということで何度もお願いしておりますけれども、これについて計画でもいいですので何年ぐらいを目途にやるとか、あるいはやりたいとかそういうお考えは持っていないですか。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 答えいたします。宮城公園につきましては、特に新しい遊具を入れたことによって利用者が増えていると、その前の町道にも駐車して利用されているというようなことがございます。公園の駐車場整備でありますけれども、先ほどの答弁のなかにもありますように全体的な公園の整備計画あるいはまた町の財政的面も含めて検討していくということです。今の計画としては、津嘉山公園が平成31年までですね。そして黄金森公園が平成34年までという計画がございます。そういうことで、津嘉山公園が完成後となると34年以降かと考えております。実施計画においても31年から33年までやっておりますので、津嘉山公園完成後のなかで財政的面も含めて検討できるかと思っております。

○議長 宮城清政君 13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 非常に必要な駐車場施設でありますので、ぜひ計画的に実施をしていただきたいと思ひます。町長からも力強く後押しをお願いしたいと思ひますので、最後に町長から答弁をいただきたいと思ひます。

○議長 宮城清政君 町長。

○町長 城間俊安君 答えします。宮城公園は、近隣公園として素晴らしく喜ばれている公園であります。そのなかにおいてナーベラーランドができて幼児からも喜ばれるようになって、通う親子が多くなっております。また、少年野球等においても父母が集まる場所ということで、今20台の近隣公園としてあるわけですが、再整備としてバックネットの北側にサトウキビ畑がありますので地権者の理解を得てあの一面を計画的にもっていけば、駐車スペースも出来上がるのではないかと思ひます。地権者の了解を得ながら再整備事業の一環として進めていくことも大事だと思ひます。ぜひ段階的な視点から進め

平成29年第4回一般質問3日目

させてもらいたいと思っております。

○議長 宮城清政君 13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 町長、どうもありがとうございます。それでは部長、隣のキビ畑の地主さんも協力しますと言っておりますので、ぜひ計画を進めていただきたいと思います。よろしく願いいたします。以上をもって終わります。

○議長 宮城清政君 以上で、本日の日程は全部終了しました。本日は、これにて散会します。お疲れ様でした。

散会（午前11時54分）